建設工事の総合評価落札方式における技術提案等の履行義務について（お知らせ）

（平成２８年４月１日以降に入札公告を行う工事から適用します）

建設工事の総合評価落札方式において、入札時に受注者から提出された技術提案等（技術提案及び技術資料に記載された事項）の履行義務を工事請負契約書に追加します。

１　工事請負契約書に追加する内容

第〇〇条　総合評価落札方式において、加点となる技術提案を含めた技術資料に記載された事項については、附則のとおりであり、受注者はその事項を履行する義務を負う。

附則

第〇〇条の技術資料に記載された事項とは、次の技術提案及び別添申請様式第２－１号、申請様式第２－２号、申請様式第２－３号とする。

（技術提案）

評価指標　「〇〇〇〇〇〇〇」

（提案内容）〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇
〇〇

２　技術提案等が履行されなかった場合

【現　行】

・技術提案型総合評価落札方式
　　契約金額の減額を行う。
・簡易型総合評価落札方式
　　工事成績評定点の減点を行う。

【改正後】

・技術提案型総合評価落札方式
　　契約違反として**入札参加資格停止・工事成績評定点の減点**を行うとともに契約金額の減額を行う。
・簡易型総合評価落札方式
　　契約違反として**入札参加資格停止・工事成績評定点の減点**を行う。